
新潟市消防局
危険物施設の審査基準
2017

◇2 変更工事

1 基本的事項★

製造所等において維持管理等を目的とする工事が行われる結果、製造所等に変更が生じる場合において、法第10条第4項の位置、構造及び設備の技術上の基準（以下単に「基準」という。）の内容と関係が生じない、又は形式的には基準の内容と関係が生じるが、その内容が軽微であり、保安上の問題を生じさせない場合の取扱いについて、次のとおりとする。

(1) 非対象設備の変更

製造所等を構成する部分のうち危険物以外の物質を貯蔵し、又は取扱う部分（以下「非対象設備」という。）については、位置の基準並びに消火設備及び警報設備の基準以外の基準の適用はないことから、非対象設備のみの変更が行われる場合においては、位置又は消火設備若しくは警報設備に変更が生じないものについては、変更の許可を要しないものとする。

(2) 対象設備の変更

製造所等を構成する部分のうち危険物を貯蔵し、若しくは取扱う部分（以下「対象設備」という。）、又は対象設備と非対象設備の両方の部分に関して行なわれる工事については、基準の内容及び保安上の問題との関連により変更許可を要するかどうかについて判断するものとする。

(3) 変更許可を要しない変更工事

製造所等を構成する機器は相互に密接に関係し一つ一つとして施設を構成しており、また、変更の内容もさまざまであることから、変更が行われる結果、基準の内容と関係が生じるかどうかは、すべてが事前に明白であるわけではない。

他方、形式的には基準の内容と関係が生じる場合においても、その内容が軽微であり、保安上の問題を生じさせないものまで変更許可を要することとするは適当ではない。

したがって、変更工事については、その形態に応じ資料による確認を実施し、若しくは、当該変更工事が基準の内容と関係が生じないものであると判断できる場合、又は形式的には基準の内容と関係が生じるが保安上の問題を生じさせないものであると判断できる場合は、資料の提出等をさせずに、当該変更工事を「軽微な変更工事」として変更許可を要しないものとする。

◇1 平成27年4月1日追加

2 具体的な運用に関する事項★

(1) 確認を要しない軽微な変更工事

工事の内容が軽微であり、基準の内容と関係が生じないこと、又は保安上の問題を生じさせないことが明白であるものについては、確認を要しない「軽微な変更工事」として、資料により確認することなく変更許可の手続きを要しないこととする。この場合においては、事後における資料の提出も要しない。

(2) 確認を要する変更工事（工事届出書の提出を要する変更工事）

工事の内容は軽微であるが、さらに基準の内容と関係が生じるかどうかについて確認する必要があるものについては、「確認を要する変更工事」として事前に工事の内容に関する資料の提出を求め確認するものとする。

その際、工事の内容に関する資料については「新潟市危険物の仮貯蔵仮取扱いの承認申請及び製造所等の資料の提出に関する規則」（昭和35年2月3日規則第10号）別紙様式第5号（以下「工事届出書」という。）により提出すること。

工事届出書の確認の結果、工事の内容が基準の内容と関係が生じない、又は保安上の問題を生じさせないものであることが明らかになった場合は「軽微な変更工事」として変更許可の手続きを要しないものとする。又、確認の結果、基準の内容と関係が生じる、又は保安上の問題を生じさせると判断した場合には、変更許可申請を要するものとする。

(3) 保安上の問題を生じさせないものの判断要件

変更工事が保安上の問題を生じさせないものであると判断するための要件としては、少なくとも次の要件を満足するほか、製造所等の形態、工事内容等により判断すること。

ア 変更工事に伴い、製造所等の許可に係る危険物の品名、数量又は指定数量の倍数の変更がないこと。

イ 変更工事に伴い、位置に係る技術上の基準に変更がないこと。

ウ 変更工事に伴い、建築物又は工作物の技術上の基準のうち、防火上又は強度上の理由から必要とされる基準に変更がないこと。

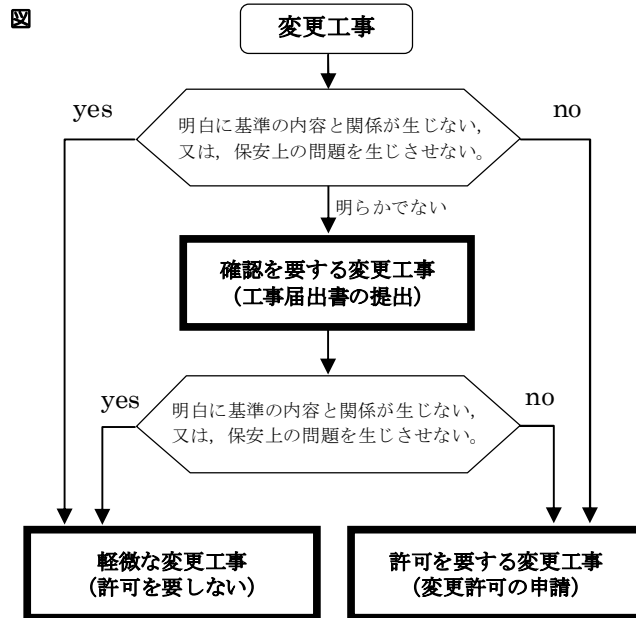
エ 変更工事に伴い、通常の使用状態において、可燃性蒸気又は可燃性微粉の滞留するおそれのある範囲の変更がないこと。

(4) 工事の形態により、「変更許可を要する工事」と(2)の「確認を要する変更工事」とが同時に行なわれる場合には、「確認を要する変更工事」に係る部分の資料を変更許可の申請に含めることができるものとする。

この場合において、「確認を要する変更工事」に係る部分については、変更許可に係る完成検査は要しないものとする。

(5) 製造所等において行なわれる変更工事に係る判断のフローは次図に示す通りである。また、確認を要する軽微な変更許可及び確認を要しない軽微な変更工事に関する例示にあっては、別表のとおりとする。

なお、別表に掲げる例示以外の内容で、別表の項目に類似又は同等であると認められるものは、同じ取扱いをすることができる等、当該工事の内容により判断する。



◇2 平成27年4月1日追加

3 製造所等において行われる変更工事に係る取扱い★

(1) 定義

ア 「取替」とは、製造所等を構成する機器、装置等を既設のものと同等の種類、機能及び性能等を有するものに交換し、造り直すことをいい、「改造」に該当するものを除く。

イ 「補修」とは、製造所等を構成する機器、装置等の損傷箇所等の部分を修復し、現状に復することをいい、「改造」に該当するものを除く。

ウ 「撤去」とは、製造所等を構成する機器、装置等の全部又は一部を取り外し当該施設外に搬出することをいう。

エ 「増設」とは、製造所等に新たに機器、装置等の設備を設置することをいう。

オ 「移設」とは、製造所等を構成する機器、装置等の設置位置を変えることをいう。

カ 「改造」とは、現に存する製造所等を構成する機器、装置等の全部又は一部を交換、造り直し等を行ない当該機器、装置等の構成、機能、性能を変えることをいう。

(2) 留意事項

ア (3) 具体的例示（共通事項）以降の項目と類似又は同等であると認められるものは、同じ取扱いをすることができる等、当該工事の内容により判断する。

イ 「確認を要する変更工事」については、工事届出書の内容を確認した結果により、法第10条第4項の位置、構造及び設備の技術上の基準の内容と関係を生じる、又は保安上の問題を生じさせると判断した場合には、変更許可申請を要する。

ウ (3) 具体的例示（共通事項）以降の項目中、電気設備に係る工事については、非危険場所に設置するもの、又は危険場所に設置する適当な防爆構造を有するものに限る。

◇ 2 変更工事

(3) 具体的例示（共通事項）

構造、設備等の名称	軽微な変更工事		備考 (①のうち、工事届出書が変更許可申請かどうかの確認事項の例)
	①確認を要する変更工事 (工事届出書提出)	②確認を要しない軽微な変更工事 (工事届出書不要)	
1 建築物、工作物			
(1) 建築物			
・屋根（キャンピーを含む）、壁、柱、床、はり等		補修	
・ひさし（張出し長さ1m未満のもの）	取替・撤去	補修	
・ひさし（張出し長さ1m以上のもの）	取替	補修	
・防火区画		補修	
・防火上重要でない間仕切壁	増設・移設・改造 撤去	取替・補修	・他の壁の構造基準に変更がないこと。 ・消火設備、警報設備及び避難設備に変更がないこと。
・内装材		取替・補修・撤去	
・防火設備（防火戸の自動閉鎖装置を含む。）		取替・補修	
・ガラス、窓、窓枠		取替・補修	
・階段		取替・補修	
(2) 工作物			
・保安距離又は保有空地の代替措置の塀、隔壁		補修	
・架構		補修	
・配管、設備等の支柱、架台（耐火措置を含む。）	取替	補修	・配管・設備の耐震計算等に変更がないこと。 ・耐火性能、耐火被覆材料、施工方法に変更がないこと。
・歩廊、はしご等		取替・補修	
(3) 保有空地			
・植栽	増設・移設・改造	取替・補修・撤去	
2 タンク等			
(1) 基礎等			
・犬走り、法面、コンクリートリング	補修		・ひび割れに対するパテ埋め、鉄筋の切断がなく現状に復するもの又はこれと同等程度の軽微な補修に限る。
・地下タンクの上部スラブ	補修		・ひび割れに対するパテ埋め、鉄筋の切断がなく現状に復するもの又はこれと同等程度の軽微な補修に限る。
(2) 構造等			
・屋根支柱、ラフター、ガイドポール等	補修		・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと。
・屋外タンクの支柱の耐火措置		取替・補修	
・階段、はしご、手すり等	取替	補修	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと。
(3) 設備等			
・タンク元弁		取替・補修	
・通気管（地上部分に限る。）	取替	補修	
・ヒーターコイル等の加熱配管等（蒸気・温水等を用いたものを除く。）	取替	補修	・配管等の径、板厚、材質、経路の変更がないこと。 ・加熱の状態、方法等に変更がないこと。
・ヒーターコイル等の加熱配管等（蒸気・温水等を用いたものに限る。）		取替・補修	
・内面コーティング（屋外貯蔵タンクを除く。）	増設・移設・改造 撤去	取替・補修	・地下貯蔵タンク流出事故防止対策に係る「腐食の恐れが特に高い地下貯蔵タンク」又は「腐食の恐れが高い地下貯蔵タンク」に該当しないこと。
・雨水浸入防止措置		増設・移設・改造 取替・補修・撤去	

構造、設備等の名称	軽微な変更工事		備考 (①のうち、工事届出書か変更許可申請かどうかの確認事項の例)
	①確認を要する変更工事 (工事届出書提出)	②確認を要しない軽微な変更工事 (工事届出書不要)	
3 危険物設備等			
(1) 配管等			
・配管（地下配管，移送取扱所及びフランジで接合されるものを除く。）	取替・補修・撤去		・配管の径，板厚，材質，経路の変更がないこと（撤去を除く。）。
・配管（地下配管及び移送取扱所を除き，フランジで接合されるものに限る。）	補修・撤去	取替	・配管の径，板厚，材質，経路の変更がないこと（撤去を除く。）。
・配管のベントノズル，ドレンノズル，サンプリングノズル等（移送取扱所を除く。）	増設・移設・改造	取替・補修・撤去	・配管の径，板厚，材質，経路の変更がないこと。
・可とう管継手（認定品）		取替・補修	
・可とう管継手（認定品以外）	取替	補修	
・配管の加熱装置（蒸気，温水を用いたものを除く。）	取替	補修	・熱媒体となる物質に変更がないこと。
・配管の加熱装置（蒸気，温水を用いたものに限る。）		取替，補修	
・配管ピット，注入口ピット，地下配管接合部の点検ます		取替・補修	
・給油（注油）ホース，ノズル，結合金具		取替・補修	
(2) 機器等			
・ポンプ設備（移送取扱所を除く。）	取替・撤去	補修	
・熱交換器	撤去	取替・補修	
・熱交換器に付属する送風設備（電動機を除く。） 散水設備等		取替・補修	
・弁，ストレーナ（移動貯蔵タンクの底弁，タンク元弁及び移送取扱所を除く。）	撤去	取替・補修	
・攪拌装置（電動機を除く。）	撤去	取替・補修	
・炉材		取替・補修	
・反応器等の覗き窓ガラス（サイトグラス）		取替・補修	
・加熱，乾燥設備に付属する送風，集塵装置（電動機を除く。）	撤去	取替・補修	・可燃性蒸気又は微粉の送風，集塵方法に変更がないこと。
・波返し，とい，受け皿等の飛散防止装置	撤去	取替・補修	・危険物の漏れ，あふれ又は飛散に対する措置に変更がないこと。
・ローディングアーム，アンローディングアーム（移送取扱所を除く。）	取替・撤去	補修	
・ローラーコンベアー等危険物輸送設備（電動機を除く。）	撤去	取替・補修	
・可燃性ガス回収装置（通気管及び移動タンク貯蔵所に設けるものを除く。）	取替・撤去	補修	・可燃性ガス回収の保安管理に変更がないこと。
・保温（冷）材（屋外タンク貯蔵所のタンク本体に設けるものを除く。）	撤去	取替・補修	・保温（冷）材の撤去により，危険物の温度変化による危険性を増加させないこと。
・排出設備（ダクト等を含む。）	取替	補修	
・換気設備（ダクト等を含む。）		取替・補修	
・電気防食設備		取替・補修	
・漏えい検査管	取替	補修	
・地下ピット（地下配管接合部からの危険物の漏えいを点検するため設けられたもの。）耐火板，カバー	取替	補修	
(3) 制御装置，安全装置等			
・圧力計，温度計，液面計等の現場指示型計装設備	増設・移設・改造	取替・補修・撤去	・配管の変更又はタンクにノズルを設ける等の変更がないこと。
・安全弁，破裂板等の安全装置		取替・補修	
・温度，圧力，流量等の調節等を行なう制御装置（駆動源，予備動力源等を含む。）	取替	補修	
・緊急遮断（放出）装置（安全弁等を除く。），反応停止剤供給装置等の緊急停止装置（駆動源，予備動力源，不活性ガス封入装置等を含む。）	取替	補修	・緊急停止等に係る制御条件に変更がないこと。
・地下タンクのマンホールプロテクター	増設・移設・改造 取替・撤去	補修	・上部スラブの変更を伴わないこと。

◇ 2 変更工事

構造、設備等の名称	軽微な変更工事		備考 (①のうち、工事届出書が変更許可申請かどうかの確認事項の例)
	①確認を要する変更工事 (工事届出書提出)	②確認を要しない軽微な変更工事 (工事届出書不要)	
4 防油堤及び地盤面等			
(1) 防油堤			
・防油堤（仕切堤を含む。）	補修		・ひび割れに対するパテ埋め、鉄筋の切断がなく現状に復するもの又はこれと同等程度の軽微な補修に限る。
・防油堤水抜弁	増設・移設・改造 撤去	取替・補修	・複数の水抜弁のうち、撤去しても基準を満足すること。 ・防油堤の技術上の基準に抵触しないこと。
・防油堤水抜弁の開閉表示装置	増設・移設・改造 撤去	取替・補修	・複数の開閉表示装置のうち、撤去しても基準を満足すること。
・防油堤の階段（防油堤と一体構造のもの）	取替	補修	・防油堤の基礎等の変更等を伴わないこと。
・防油堤の階段（防油堤と一体構造でないもの）	増設・移設・改造 撤去	取替・補修	・防油堤の基礎等の変更等を伴わないこと。 ・移設・撤去は自主設置のものであること。
(2) 地盤面等			
・危険物が浸透しない材料で覆われている地盤面、舗装面（地下タンクの上スラブを除く。）	補修		・ひび割れに対するパテ埋め、鉄筋の切断がなく現状に復するもの又はこれと同等程度の軽微な補修に限る。 ・危険物及び可燃性蒸気の流入のおそれがない場所である、又は流入防止の措置がされていること。
・排水溝、貯留設備、油分離装置、囲い等	取替	補修	
5 電気設備			
・電気設備（他の項目に該当しないものに限る。）	増設・移設・改造 撤去	取替・補修	・非危険場所に設置するもの、又は危険場所に設置する適当な防爆構造を有するものに限る（他の項目の設備等のうち電気設備に該当するものについても同じ。）。
・避雷設備		取替・補修	
・静電気除去装置		取替・補修	
6 消火設備及び警報設備			
(1) 消火設備			
・ポンプ、消火薬剤タンク	取替	補修	
・消火薬剤		取替	
・第1～3種消火設備（散水、水幕設備を含む。）の配管、消火栓本体、泡チャンパー等の放出口等（泡ヘッドを除く。）	取替	補修	
・泡消火設備の泡ヘッド		取替・補修	
・第1～3種消火設備の弁、ストレーナー、圧力計等		取替・補修	
・第4・5種消火設備	増設・移設・改造	取替・補修	
(2) 警報設備			
・警報設備（自動火災報知設備の受信機、感知器を除く。）	増設・移設・改造	取替・補修	・警戒区域に変更がないこと。
・自動火災報知設備の受信機、感知器		取替・補修	
7 その他			
・標識、掲示板	増設・移設・改造	取替・補修	

◇(3) 平成30年4月1日改訂

(4) 具体的例示（施設別事項）

構造、設備等の名称	軽微な変更工事		備考 (①のうち、工事届出書が変更許可申請かどうかの確認事項の例)
	①確認を要する変更工事 (工事届出書提出)	②確認を要しない軽微な変更工事 (工事届出書不要)	
1 製造所、一般取扱所			
・ボイラー、炉等のバーナーノズル		取替・補修	

構造、設備等の名称	軽微な変更工事		備考 (①のうち、工事届出書か変更許可申請かどうかの確認事項の例)
	①確認を要する変更工事 (工事届出書提出)	②確認を要しない軽微な変更工事 (工事届出書不要)	
・塗装機噴霧ノズル、ホース等		取替・補修	
・運搬容器の充てん設備	撤去	取替・補修	
・分析計（キュービクル内取付を含む。） 例：サルファー分析計・ガスクロマトグラフィ		取替・補修・撤去	
・作業用広報設備（スピーカー）	増設・移設・改造 撤去	取替・補修	
2 屋内貯蔵所			
・ラック式以外の棚		取替・補修・撤去	
・ラック式棚	取替・撤去	補修	・耐震計算等に変更がないこと。
・冷房装置等	取替	補修	
3 屋外タンク貯蔵所			
・屋外貯蔵タンク本体の溶接工事（特定貯蔵タンク、準特定貯蔵タンクを除く。）	※		※(5)ア 参照
・浮き屋根のローリングラダー	取替	補修	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと。
・浮き屋根、浮き蓋のボンツーン	補修		・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと。
・浮き屋根のウェザーシールド		取替・補修	
・浮き屋根（浮き蓋）のシール材	取替	補修	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと。
・浮き屋根のルーフトレン	取替	補修	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと。
・保温（冷）材（タンク本体に設けるものに限る。）		取替・補修	
・コーティング（屋外貯蔵タンクに限る。）	増設・移設・改造 取替・撤去	補修	
4 屋内タンク貯蔵所			
・流出危険物自動検知警報装置		取替・補修	
・出入口の敷居		取替・補修	
5 簡易タンク貯蔵所			
・固定金具		取替・補修	
6 移動タンク貯蔵所			
・底弁	補修		
・底弁の手動又は自動閉鎖装置	取替	補修	
・マンホール、注入口のふた		取替・補修	
・マンホール部の防熱・防塵カバー		取替・補修	
・品名数量表示板	移設	増設・改造・取替 補修	
・Uボルト		取替・補修	
・可燃性蒸気回収設備（ホースを含む。）		取替・補修	
・注入ホース（ノズル及び結合金具を含む。）		取替・補修	
・箱枠	取替・補修		・箱枠の溶接線補修であること。 ・重量の増減によるすみ金具等の荷重計算に変更がないこと。
・国際輸送用積載式の移動貯蔵タンク（ISO コンテナ）の追加	増設		・国際海事機関が確認しているタンクであること。 ・タンク重量の増減による、すみ金具等の荷重計算に変更がないこと。
・コンタミ防止装置	増設・移設・改造	取替・補修・撤去	
・同一敷地内での常置場所変更	移設		・常置場所の基準に変更がないこと (屋外から屋内、又は同一建築物以外の屋内への変更でないこと)
7 屋外貯蔵所			
・周囲の柵等		取替・補修	
・ラック式棚	取替・撤去	補修	・耐震計算等に変更がないこと。
・固体分離槽	取替	補修	
・シート固定装置		取替・補修	

◇ 2 変更工事

構造、設備等の名称	軽微な変更工事		備考 (①のうち、工事届出書か変更許可申請かどうかの確認事項の例)
	①確認を要する変更工事 (工事届出書提出)	②確認を要しない軽微な変更工事 (工事届出書不要)	
8 給油取扱所			
(1) 工作物			
・ 防火塀	補修		・ ひび割れに対するパテ埋め、鉄筋の切断がなく現状に復するもの又はこれと同等程度の軽微な補修に限る。
・ 犬走り、アイランド等	補修		・ ひび割れに対するパテ埋め、鉄筋の切断がなく現状に復するもの又はこれと同等程度の軽微な補修に限る ・ 危険物及び可燃性蒸気の流入のおそれがない場所である、又は流入防止の措置がされていること。
・ 犬走り等のスロープ	増設・移設・改造	補修	
・ サインポール、看板等（電気設備）	増設・移設・改造	取替・補修・撤去	
・ セルフ給油取扱所である旨の表示		取替・補修	
・ 日除け等（キャンピーを除く。）	増設・移設・改造	取替・補修・撤去	・ 上屋の面積に変更がないこと
・ 車両衝突防止措置	移設・改造・取替 撤去	補修	・ 危険物が浸透しない材料で覆われている地盤面、アイランド等に変更がないこと。
(2) 給油機器等			
・ 給油量表示装置	増設・移設・改造	取替・補修・撤去	
・ カードリーダー等省力機器	増設・移設・改造	取替・補修・撤去	
・ クイックサービスユニット	増設・移設・改造	取替・補修・撤去	
・ 通気管の可燃性蒸気回収装置	増設・撤去	取替・補修	・ 通気管の改造等がないこと
・ タンクローリー用アスターミナル	増設・移設・改造 撤去	取替・補修	
・ 固定給油（注油）設備（認定品を除く。）	撤去	補修	※(5)イ 参照
・ 固定給油（注油）設備（認定品に限る。）	改造・撤去	取替・補修	※(5)イ 参照
(3) その他の設備機器等			
・ 付随設備（洗車機、蒸気洗浄機、混合燃料調合機、オートリフト、ウォールタンク等）	取替・撤去	補修	・ 危険物が浸透しない材料で覆われている地盤面、アイランド等に変更がないこと。
・ 自動車の点検・整備機器等（スプレー洗浄機、マット洗い機、バキュームクリーナー、タイヤチェンジャー、ホイールバルンサー、エアコンプレッサー、エアスタンド、オイルチェンジャー、バッテリーチャージャー等）	増設・移設・改造	取替・補修・撤去	・ 危険物が浸透しない材料で覆われている地盤面、アイランド等に変更がないこと。
・ オイルキャビネット		取替・補修・撤去	
・ セールスルーム（ショップを含む。）内の電気設備、給排水設備	増設・移設・改造	取替・補修・撤去	
・ セルフ給油所の監視機器、放送設備、照明器具		取替・補修	
・ 急速充電設備	取替・撤去	補修	
(4) 単独荷卸しに係る安全対策設備			
・ コンタミ防止装置（性能評価を受けたものに限る。）	増設・取替	補修	
・ 過剰注入防止装置（性能評価を受けたものに限る。）	増設・取替	補修	
・ タンク貯蔵量表示装置	増設・取替	補修	
・ 照明設備	増設	取替・補修	
・ 消火器	増設	取替・補修	
・ 乾燥砂	増設	取替・補修	
・ 緊急用電話	増設	取替・補修	
・ DCD ボックス	増設	取替・補修	
9 販売取扱所			
・ 延焼防止用のそで壁、ひさし又は垂れ壁	取替	補修	
・ 棚		取替・補修・撤去	

構造、設備等の名称	軽微な変更工事		備考 (①のうち、工事届出書が変更許可申請かどうかの確認事項の例)
	①確認を要する変更工事 (工事届出書提出)	②確認を要しない軽微な変更工事 (工事届出書不要)	
10 移送取扱所			
・配管（移送取扱所に限る。）	補修・撤去		・配管の径、板厚、材質、径路の変更がないこと。 ・配管の非破壊検査・耐圧試験が必要ない変更工事であること。
・配管のベントノズル、ドレンノズル、サンプリングノズル等（移送取扱所に限る。）	改造・取替	補修・撤去	・配管(本管)の非破壊検査・耐圧試験が必要ない変更工事であること。
・土盛り等漏えい拡散防止設備		取替・補修	
・衝突防護設備		取替・補修	
・ポンプ設備	補修		
・切替弁、制御弁等		取替・補修	
・緊急遮断弁	取替	補修	
・ピグ取扱装置	増設(※)・取替	補修	※(5)ウ 参照
・感震装置	取替	補修	
・船舶からの荷卸し又は荷揚げに用いるローディングアーム先端カブラー	改造・撤去	取替・補修	・ボルトにより取付可能なもの。
・巡回監視車		取替・補修	
・漏えい検知口		取替・補修	
・漏えい検知装置	取替	補修	

◇(4) 平成30年4月1日改訂

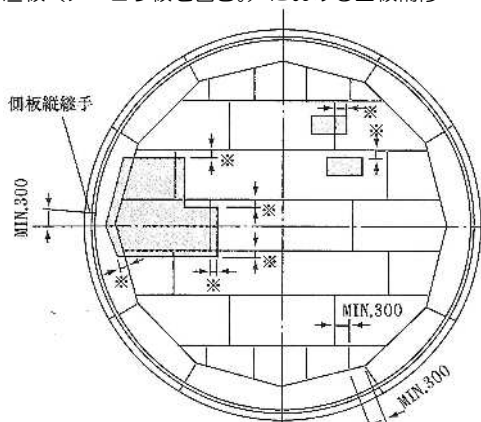
(5) 具体的例示（その他）

ア 屋外貯蔵タンク本体の溶接工事（特定屋外貯蔵タンクを除く。）

次に該当する変更工事は「確認を要する変更工事（工事届出書の提出）」として取扱う。

- (ア) 側板の重ね補修で、気相部分における一定規模(0.09 m³/箇所)以下
- (イ) 側板の気相部分に係る肉盛補修
- (ロ) 側板（気相部分を除く。）の肉盛補修で、溶接継手から母材の板厚の5倍以上の間隔を有し、かつ一定規模(0.003 m³/箇所、かつ3箇所/母材1枚)以下
- (ハ) 側から600mm以外の底部に係る重ね補修で、図1を満足し、かつ一定規模(0.09 m³/箇所、かつ合計3箇所)以下
- (ニ) 側から600mm以外の底部に係る肉盛補修で、溶接継手から母材の板厚の5倍以上の間隔を有し、かつ一定規模(0.003 m³/箇所、かつ合計0.03 m³)以下
- (ホ) 側から600mm以外の底部に係る溶接線補修で、一定規模(0.3m³/箇所、かつ合計1m)以下
- (ヘ) 圧力タンク以外の固定屋根板の当板で、一定規模(0.09 m³/箇所、かつ合計3箇所)以下
- (セ) 圧力タンク以外の固定屋根板の肉盛補修
- (ゼ) 付属設備に係る溶接工事（タンク付属物取付用当板を含む。）
- (エ) 屋根及び気相部分に係るノズル、マンホール等の溶接線補修
- (オ) ノズル、マンホール等の肉盛補修

図1 底板（アニユラ板を含む。）における当板補修



注：※印寸法は底部の板の板厚の5倍以上とする。

イ 給油取扱所等の固定給油（注油）設備

次に該当する変更工事は変更許可を要する。

- (ア) 認定品（基準適合品）以外のものに取り替える場合
- (イ) 固定給油設備を取り替える際に、給油ホース長さを延長する場合
- (ロ) 地上式固定給油設備を懸垂式固定給油設備に、又は懸垂式固定給油設備を地上式固定給油設備に取り替える場合
- (ハ) ポンプ設備を油中ポンプに取り替える場合
- (ニ) 吐出量の基準が異なる固定給油設備等に取り替える場合（例 ガソリン用から軽油用に変更）
- (ホ) シングルホースからダブルホースの固定給油設備に変更する場合
- (セ) 可燃性蒸気流入防止構造を有しない固定給油設備等を可燃性蒸気流入防止構造を有する固定給油設備等に変更する場合

◇(キ) 平成30年4月1日追加

ウ 移送取扱所のピグ取扱装置

ピグ取扱装置の増設については、次の全てを満足する場合に限り「確認を要する変更工事（工事届出書の提出）」として取扱う。

- (ア) 使用目的が洗浄、清掃、残油押し等によるもので、とも油、洗浄油等の危険物の取扱量は指定数量未満とする。
- (イ) ランチャー等の装置の取り付けは、配管の切断、溶接等の工事を要せず、フランジ等による接合とする。
- (ロ) ピグを押すものは、不燃性の気体（空気、窒素等）、又は不燃性の液体（水等）とする。
- (ハ) 使用後は速やかに撤去する。

◇3 平成27年4月1日追加